



|              |                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 非意図的な出来事と「損失構文」：使役構文との相違について                                                |
| Author(s)    | 鄭, 聖汝                                                                       |
| Citation     | 大阪大学大学院文学研究科紀要. 2013, 53, p. 105-122                                        |
| Version Type | VoR                                                                         |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/27197">https://doi.org/10.18910/27197</a> |
| rights       |                                                                             |
| Note         |                                                                             |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 非意図的な出来事と「損失構文」

## ——使役構文との相違について——

鄭 聖 汝

### 1. はじめに

本稿では、鄭（2009）ですでに議論したことのある非意図的他動詞文の成立に関する三つの仮説を再検討し、その時に十分検討できなかった点について議論を行う。それによって、この構文が使役構文とどう異なるかを浮き彫りにしていきたい<sup>1)</sup>。

「足を折った」や「風で帽子を飛ばした」のような他動詞文は普通非意図的な出来事であると理解され、一方、「枯枝を折った」や「宇宙でブーメランを飛ばした」は普通意図的な出来事であると理解される。このことから次の2点がわかる。一つは、前者には「うっかり」や「誤って」のような副詞句がなくても非意図の意味解釈が可能である。もう一つは、両者は同じ述語動詞を共有しながらも、一方は非意図的な文、他方は意図的な文としてそれぞれ解釈される。本稿では、前者の非意図的な他動詞文を「損失構文」とよび、後者の意図的な他動詞文とは区別する。そして、このような特徴をもつ非意図的な他動詞文の中でも特に状態変化他動詞が関与する場合をCAUSEタイプとよぶ（2.3節参照）。

本稿の目的は次の2点を明らかにすることである。第一に、CAUSEタイプを含む、望ましくない事態を表す非意図的な他動詞文は「損失構文」であるという点<sup>2)</sup>、第二に、CAUSEタイプの意図的な他動詞文（使役構文）と非意図的な他動詞文（損失構文）は事態構造や意味構造、およびその動機づけにおいて全く異なる構文であるという点である。

1) 本稿は、日本語文法学会第11回大会（2010年11月7日、於就実大学）のパネルセッションで発表した鄭・吉成（2010）がもとになっており、それに大幅な修正を加えタイトルも改めたものである。会場では指定討論者のW. M. ヤコブセン先生と唐沢穰先生を始め、司会の西光義弘先生のほか、多くの先生方から大変刺激的で有益なコメントをいただいた。心より感謝申し上げる。また本稿では理論的な側面に焦点を当てるため、実験調査の部分は割愛したものとなっている。それについては今後調査対象の言語も増やし、別の形で発表することにしたい。

2) 非意図的な出来事の中にも、「宝くじを当てた」のように望ましい事態を表す場合は「損失構文」に属しない。

Hopper & Thompson (1980) などによる他動性のプロトタイプの考え方によれば、非意図性の典型的な構文パターンは他動詞文ではなく、自動詞文であるとされる。そのため、そこから逸脱した他動詞文としてのコード化には何らかの説明が要求される。その動機づけ（または成立条件）については、これまで「責任説」、「所有説」、「損失説」などの仮説が提案されている（それぞれ Ikegami 1982、天野 1987、2002、鄭 2009、2010 など）。

以下の2節では、まずこの三つの仮説をそれぞれ検討し、その問題点と利点をのべる。その上で、損失説を支持する立場をとり、非意図的他動詞文を損失構文として特徴づける。3節では、損失構文の中でも特に CAUSE タイプの非意図的他動詞文を取り上げ、この構文の特徴を浮き彫りにする。そして使役構文との相違を明らかにしていく。4節では結論をのべる。

## 2. 三つの仮説

本節では「責任説」と「所有説」を批判的に検討した後、両説を包括できるものとして「損失説」を支持し、その利点をのべる。これによって、非意図的な他動詞文を「損失構文」として特徴づける。

### 2.1 責任説

日本語において、非意図的な出来事が他動詞文として言語化されることについて現在最も支持されている仮説は「責任説」であろう（Ikegami 1982、Jacobsen 1991、Nishimura 1993、バルデシ 2007、西光 2010 など）。この仮説の背後には、他動性のプロトタイプ理論が提唱する連続性の考え方があるように思われる。つまり、連続性を思考のパターンとして用いて物事を考えていけば、その連続線上の両極の片方には他動詞の原型（意図的他動詞文、例）岩を割る）があり、もう一方の端には自動詞の原型（非意図的自動詞文、例）岩が割れる）があるとされる（Hopper & Thompson 1980、ヤコブセン 1989）。そのため、この考え方に基づくと、非意図的他動詞文の位置づけも他動詞原型を尺度の基準に設けて、そこから相対的な距離を測ることでその位置づけが可能になるという発想が自然と生まれてくると考えられる。

実際 Ikegami (1982: 110) は、非意図的な行為による出来事が意図的な行為による出来事と同じように他動詞文として言語化される理由を、次のように図式化してみせた。これは、意図性という面では異なるが、「責任」という意味では同等であり、この責任の意味を通じて両者は同じ他動詞文の構造を共有できる、ということである。

## (1) Ikegami (1982: 110)

De-agentivized Act

Agentivized Act

X NOT PREVENT something  $\equiv$  X CAUSE something (through ATTRIBUTION OF RESPONSIBILITY)

パルデシ (2007) は上記の (1) の状況について、意図的な行為における CAUSE の意味要素がもつ特徴から解説を加えている。CAUSE (使役) のイベントを構成する「 $E_1$  と  $E_2$  は因果関係があり<sup>3)</sup>、出来事の結果部分は主語のコントロール下にあるものと把握される」(p.186)。このことは、すなわち「回避することができるはずの  $E_2$  が実現したために、それに対して主語が責任を負うものとして解釈される」(p.187) という説明である。非意図的他動詞文をこのように解釈しているのは、その背景に Shibatani (1976: 239) の許容使役の定義がある。Shibatani によると、 $E_1$  が  $E_2$  を導く ( $E_1$  Lt  $E_2$ ) という断言は、もし  $E_1$  がなければ  $E_2$  は起こらなかった ( $\sim E_1$  Lt  $\sim E_2$ ) という、反事実仮想を前提に成り立ち、このことから許容使役が解釈される。つまり、「責任説」の論者は非意図的他動詞文の成立をこのような使役の事態構造に還元して理解しているのである<sup>4)</sup>。

ここで「責任説」の問題点を指摘しよう。第一に、「責任」を、回避可能性やコントロール性、そしてそれに基づく主語の責任として解釈した場合、下にあげる (2) のような不可抗力による非意図的他動詞文は説明が困難である (鄭 2009)。なぜなら、責任説によると、(2) のように、実際は空襲や自然災害などの外的要因 (つまり、不可抗力の外的要因) によって引き起こされ、それによって被害を受けている経験者主語にも出来事の結果に対する責任やコントロールを認めてしまうからである。例えば、多摩川の大氾濫で家が流れてしまった人々 (2c) やホロコーストで命を落としたユダヤ人 (2d) は、その結果事態を避けようと思えば避けられ、コントロールできたのだろうか。しかもその主語 (人々、ユダヤ人) は引き起こし手でもないのに、果たして責任を負うものとして解釈されるだろうか。(2) の例が (1) の図式に当てはまらないことは、これらの例では (1) の前半の X (X NOT PREVENT

3)  $E_1$  は原因事態、 $E_2$  は結果事態をそれぞれ表す。

4) しかし、本文の以下でものべるように、「風邪を引く」「風邪をもらう」「名前を忘れる」のように、一般に使役として考えられていないものも非意図的他動詞文にはなれる。もしこの場合でも「風邪を引く」という出来事を「体調管理をきちんとしなかったこと ( $E_1$ )」が「風邪を引くという結果事態を招いた ( $E_2$ )」のように解釈し、その主語には体調管理の不注意による責任があると解釈するのであれば、これはもはや使役の定義には収まりきらず、何でも許してしまうことになる。体調管理をすることと風邪を引かないことの間には緊密な依存関係は成立せず、体調管理をきちんとしたのだが、風邪を引いてしまった、などいくらでもいえるからである。つまりこのような解釈は、許容使役に似せた単なる語用論的な使用に過ぎないのである。

something) と後半の X (X CAUSE something) が異なっており、同定できないことから明らかであろう。前半の X は主語 (外的要因ではない)、後半の X は外的要因 (主語ではない) を指してしまうからである。つまり、(1) の一般化は「階段を踏み外して足を折った」のように、主語自身が引き起こし手である場合の失敗による不幸な出来事だけに限定された、説明範囲の狭いものといわざるを得ない。

- (2) a. 私たちは空襲で家財道具を全部焼いてしまった。  
 b. 洪水によって約6万人が家を失った。  
 c. 昭和49年、あの狛江市で家を流した多摩川の大氾濫の時  
 d. ホロコーストにより命を落としたユダヤ人は600万人といわれている。

第二に、責任説は循環論に基づく仮説である疑いがある。上記の (1) からわかるように、意図的な CAUSE タイプの変化他動詞 (述語動詞) を基準にして、それが表す CAUSE の意味から「責任」概念を取り出し、そこから今度は「責任」が非意図的他動詞文を動機づけていると主張するためである (鄭 2009: 57 参照)。またこれによると、非意図的他動詞文は必ず CAUSE 文であることが要求されるが、実はここにも不都合が生じている。以下で見るように、CAUSE タイプの述語でなくても非意図的他動詞文を作ることができるからである (注 2 も参照)。

## 2.2 所有説

責任説が主として日英対照研究を背景にもつ研究者に支持されているのに対して、所有説は主として日本語研究を背景にもつ研究者によって支持されている (天野 1987、2002、見玉 1989、鈴木 2008 など)。所有説では、非意図的他動詞文は「状態変化主体の他動詞文」(天野 1987) または「再帰によって成立する変化他動詞文」(鈴木 2008) として特徴づけられ、この場合、(3a) のように、文の主語は「客体に起こった変化を有している」もの、すなわち、ある変化の状態を所有した経験者として把握されることになる。なお、経験者には (3b) のように当該の事態に対して直接的な引き起こし手でないものも含まれるようになる。この点からみると、所有説は責任説より説明の範囲が広いといえる。

- (3) a. ジョンは、思わず窓に手をついて、窓をこわしてしまった。  
 (経験者 a = 引き起こし手)  
 b. 勇二は教師に殴られて前歯を折った。(経験者 b ≠ 引き起こし手)  
 天野 (1987: 134)

では、所有説では、非意図的な出来事がどのように他動詞文として成立できるのだろうか。天野(1987)は「〈他動性〉を〈働きかけ〉だけでなく〈所有する〉という意味にまで広げたとき、状態変化主体の他動詞文も、他動詞文の一つの用法として正しく位置づけることが出来る」(p.11)と説明している。すなわち、天野によれば、「所有する」という意味は他動詞文を成立させる要素であり、そのため、非意図的な出来事でも他動詞文が成立できると主張している。しかしここには大きな問題点がある。「田中さんは娘が三人いる」や「彼女は顔にはくろがある」のように、日本語において「所有する」という意味は、むしろ自動詞表現を好む傾向にあるからである。よって、(3b)も「勇二は教師に殴られて前歯が折れた」のように対応する自動詞表現に直しても他動詞文同様、客体に起こった変化の状態は経験者(勇二)が保有することになり、所有概念だけでは他動詞文との区別ができないのである。ここで、責任説同様所有説も非意図的な出来事が他動詞文として成立する理由について、十分な説明が与えられないことがわかる。

さらに次のような問題点もある。責任説と同じように所有説も非意図的他動詞文の成立可否を、動詞(だけに限定し、それが表す意味)を基準に考えていたため、主として対応する自動詞をもつ状態変化他動詞(本稿でいうCAUSEタイプ)に限定された議論になっていることである。実際、天野(1987)は状態変化を表さない動詞(例えば、叩く、撫でるなど)は非意図的他動詞文の意味にはならないと予測している。しかし、次のように対応する自動詞をもたない「打つ」や「もらう」「もつ」なども、実は非意図的な意味を表す文に用いられることがわかる。さらに、責任説同様対応する自動詞をもたず、本来的に非意図の意味を帯びる「失う」「忘れる」のような他動詞はそもそも考慮の対象にさえ入っていないのも、非意図的な他動詞文を包括的に捉える上では大きな問題点であるといわざるを得ない。

- (4) a. 中学生が石に頭を強く打って、死亡する事件が起こりました。
- b. 医者が患者から風邪をもらった。
- c. 彼は持病をもっている。

ここで両説の共通点・相違点を整理してみよう。両説とも非意図的他動詞文を考える際に、CAUSEタイプの述語をその中心においている点では共通する。しかし、主語に対する見方は異なっており、責任説では意図的なCAUSE文(使役文)と同等の意味(すなわち、責任)を担うものとして、能動的な見方で主語を捉えている。これに対して、所有説では客体に起こった変化を有するもの(すなわち、経験者)として、受動的な見方で主語を把握しているのである。この場合、所有説には主語が結果事態の引き起こし手でない場合も含まれるため、少なくとも責任説よりは広範囲の現象を扱うことができる。しかしながら、両説とも考察の対象が

CAUSEタイプの動詞だけに限定されることに加え、なぜ非意図的な出来事が他動詞文として成立するかについては、十分な説明が与えられないことが問題点として指摘できる。

## 2.3 損失説

損失説は、鄭（2009、2010）によって提案され、主に次のような主張がなされている。（ア）望ましくない事態を表す場合の非意図的他動詞文には、語彙的タイプ、CAUSEタイプ、GETタイプの3種類（5）がある。（イ）この3種類が表す共通の意味パターンは、（6）のような「損失の意味パターン」である。それは（7）に見られるように、先行状態として、まず主語は何かを所有している状態があり、そこから損失へと変化が起こったときに、非意図的な出来事であるという解釈が生じるものである。この3種類の中で、（ウ）語彙的タイプは損失の意味が動詞だけの意味から理解され、非意図的という意味解釈が得られる。一方、（エ）CAUSEタイプとGETタイプは、動詞だけではそのような意味解釈は得られない。名詞句が表す語用論的な意味解釈も含め、文全体が表す意味を通してその主語に何らかの損失があると理解されたときに、非意図的な出来事として理解されるものである（詳細は3.2節参照）<sup>5)</sup>。つまり、文全体から語彙的タイプと同じような意味パターン（損失の意味パターン）が出来上がったときに、非意図的という意味解釈が得られるのである。このことから、（オ）非意図的他動詞文の中心にあるのは、CAUSEタイプではなく、語彙的タイプである。

### （5）非意図的他動詞文（損失構文）

- I 語彙的タイプ：失う／忘れる／損ねる
- II CAUSEタイプ：足を折った／血を流した。
- III GETタイプ：医者が患者から風邪をもらった／風邪を引く／石に頭を強く打って死亡した。

### （6）損失の意味パターン

HAVE  $p, q$  — ～ HAVE  $p, q$  (= Lose  $p, q$ )

### （7）所有から損失の状況へ

- a. 事故で「左足／視力」を失った。
- b. 金氏は台風で今年栽培した農作物を台無しにした。
- c. 学校で、昨日買ったばかりの財布をなくした。
- d. 風で（かぶっていた）帽子を飛ばした。

5) 例えば、「風邪を引く」「風邪をもらう」「持病をもつ」などは名詞句「風邪」や「持病」が表す語用論の意味から健康上の損失が理解され、不幸な出来事として非意図性が解釈されると考えられる。



- e. ある男が頭から血を流している。
- f. 阪神は、ほぼ勝っていた試合で優勝を逃した。

要するに、ここでの損失の意味は、まず具体例として「失う」のような語彙的タイプがもつ具体的な意味に基づいて理解されるものであり、さらには語彙的タイプと同じような意味パターンを作る一連の構文が表すような意味パターンそのものである。これによれば、損失とは「何かを有する」という所有を前提にして成り立つものであり、また非意図性の意味解釈は「何か(有していたもの)を失う」という損失の意味を介して理解されるものである、というのが損失説の趣旨である。この場合、損失構文の主語は不運・失敗などにより何らかの損失を被っている経験者であるとされ、この点では、主語を受動的な見方で把握している所有説に似ている。

損失説を採用する利点は大きく三点ある。第一に、損失構文の中心にあるのは語彙的タイプであるという結論から、非意図性と他動詞文の相関に関する研究はCAUSEタイプから出発するのではなく、語彙的タイプを出発点にして考えるべきであることがいえる。すると、なぜ非意図的他動詞文は他動詞構文として言語化されうのかといった、そもそもの問題提起はもはやこの時点で成立しなくなる。なぜなら、「失う」「損なう」「忘れる」のような語彙的タイプは典型的には対応する自動詞がないものであるため、損失構文は自動詞文ではなく、最初から他動詞の文構造に依拠して成立するものであることがいえるからである。

第二に、損失説を採用すると、「宝くじを当てた」のような望ましい事態を表す場合の非意図性を除いて)非意図性の意味解釈がどのように算出されるのかについても原理的な説明が与えられる。非意図性は(語彙的タイプがそうであるように)損失の概念を通して理解されるといえるからである。非意図性の意味がどこから生じてくるかという意味解釈の根本問題に関して、責任説や所有説はそもそも問題提起さえされず、すでに与えられた既定の事実として考えられていることが窺える。

第三に、損失説は責任説や所有説より、概念的にも扱えるデータの面でもより包括的である。まず、損失の概念は意味論上すでに所有の意味を含んでいる。次に、責任概念も実は損失の意味から語用論的に動機づけられ、理解されたものであることがわかる。すなわち、自分の領域内のものを失うという損失の意味から、失敗による管理不注意が問われ、そこから責任概念が派生、語用論的に解釈される。このような意味的派生はすべて語彙的タイプがもつ意味パターンに依存しているように思われる。このように考えると、所有説は意味論的レベルにおいて、また責任説は語用論的レベルにおいて、それぞれ損失説に包括・統合されることになる。しかも、責任の意味解釈に対して責任説が主張するように必ずしもCAUSEを前提((1)を参照)しなくても、説明できるというメリットもある。



### 3. 損失構文と使役構文

前節では、責任説と所有説では重視されなかった語彙的タイプの存在に着目したことによって、損失説が支持され、非意図的な他動詞文の中心にあるのは他ならぬ語彙的タイプであると主張した。本節では、責任説と所有説で注目されてきたCAUSEタイプを取り上げ、その特徴について理論的な考察を行う。CAUSEタイプだけ取り上げる理由は、本稿がとる損失説の立場から、特に責任説が提示した(1)の図式を検討してみる必要が生じたためである。というのは、責任説では意図的な文と非意図的な文を同じ使役カテゴリーに属するものとして見なしているため、語彙的タイプを基盤にする損失説の立場からこの点を検討しなければならない。結論として、以下では、非意図的な他動詞文は損失構文であり、使役構文とは事態構造およびその意味構造が異なるものであることをのべる。言い換えると、損失説によれば、CAUSEタイプも非意図的な場合は、語彙的タイプと同じ意味パターンを作ることが要請されるため、使役構文ではなく、損失構文となるということである。

#### 3.1 自動詞表現と他動詞表現

形態的な側面から見たときに、CAUSEタイプの特徴は、語彙的タイプやGETタイプと異なり、基本的には対応する自動詞がある点である。(8)の他動詞文は客観的にはほぼ同じ状況を表すのに、(9)の自動詞文を用いて表現することもできる。このことから、CAUSEタイプの場合は、非意図的な出来事を言語化する際に自動詞表現と他動詞表現のどちらかを選択できる状況があることがわかる。

- (8) a. 太郎は足を折った。  
       b. 魚を真っ黒に焼いてしまった。
- (9) a. 太郎は足が折れた。  
       b. 魚が真っ黒に焼けてしまった。

#### 3.2 損失と非意図性の関係

意味的な側面から見たときに、CAUSEタイプの非意図的な他動詞文の顕著な特徴は、非意図性の意味解釈の際に見られる。CAUSEタイプは語彙的タイプと異なり、動詞だけの意味からではなく、典型的には、文全体を通して非意図性が理解されるからである<sup>6)</sup>。このこと

---

6) Hopper & Thompson (1980: 251) が紹介した伝統的な他動性の定義をみると、“Transitivity is traditionally understood as a global of an entire clause, such that an activity is ‘carried-over’ or ‘transferred’ from an agent to a patient.” (イタリックは筆者による) とある。すなわち、節全体

は2.3節でのべた通りであるが、ここで注目するのは、(不幸な出来事の場合) 文全体の意味を通して主語が何らかの損失を経験していると理解された場合にのみ、その文は非意図的と解釈されるということである。次の(10-12)を見られたい。

- (10) a. 太郎は枯枝を折った。  
       b. 太郎は左足を折った。                    (井上 1976 : 66)
- (11) a. 魚を焼いた。  
       b. 魚を真っ黒に焼いた。
- (12) 真っ黒に焼いたバナナは皮を開けると、トロリとしていて生の時よりもおいしい。

まず(10)は、動詞は同じであるが、名詞句が「枯枝」か「左足」によって意図性の解釈が異なることがわかる。普通、(10a)は意図的、(10b)は非意図的と理解される。後者には自分自身に損失を与えるようなことを普通はしないだろうという理解が関与するからであろう。次に(11)は、名詞句ではなく、副詞句「真っ黒に」の有無によって意図・非意図の意味が決定されているように見える。普通、(11a)は意図的、(11b)は非意図的と理解される。しかし、(12)を見ると、それは単なる「真っ黒に」のせいではないことがわかる。そこには(12)のように普通真っ黒に焼いて食べる(すなわち、主語に損失をもたらさない)と理解されるものと、(11b)のように真っ黒に焼いてしまうと食べられない(すなわち、主語に損失をもたらす)と理解されるものがあることがわかる<sup>7)</sup>。つまり、主語に損失がないと理解されれば意図的とされ、主語に損失があると理解されれば非意図的とされる、という意味メカニズムが働いていることがわかる。

次に、別の角度から考えてみよう。下にあげる(13)の文は二つの意味解釈が可能である。一つは、前件の節と後件の節が時間的に前後関係であることを表す。もう一つは、後件の節が目的を表し、その前件は目的を達成するための手段を表す。後者の場合はいわゆる「手段—目的」の行為連鎖である。この「手段—目的」の関係は(14)のように目的に従属節化して表すこともできるが、この解釈では「左足を折る」ことや「魚を真っ黒に焼く」ことは不適格となる。このことから、(13)も同様に「手段—目的」の解釈が与えられたために不適格になったと考えられる。それは、目的を達成するための手段は当然意図的な行為でなければならないはずだからであろう。しかしよく考えてみると、これらの出来事は非意図的と解

---

が表す意味として行為が動作主から対象に向かうことを他動性という。ここでも他動性を考える際に、節全体が表す意味が強調されており、動詞の意味だけを問題にしない姿勢が窺える。

7) もし普段から魚を真っ黒に焼いて食べる人がいたとしたら、その人にとっては何も損失はもたらされていないわけだから、その行為は意図的と解釈されるはずである。

釈されるべき必然的な理由はない。何か別の目的（自分の利益）のために自ら左足を折ることで、真つ黒に魚を焼くことも原理的にはありうるからである。例えば、「足を折ることで、徴兵を免れた」は意図的な行為として解釈される。また「徴兵を免れるために、足を折った」も自然に成立する。すると結局は、ある出来事の結果が自分自身に損失（つまり不利益）をもたらしたものと理解されるかどうか、その行為に何らかの目的があるかないかを解釈したり、また意図的・非意図的に解釈するかを決定したりする要因であることがわかる。

- (13) a. {枯枝／??左足} を折って、穴を掘った。  
 b. 魚を {焼いて／??真つ黒に焼いて}、夕食の仕度をした。
- (14) a. 穴を掘るために、{枯枝／??左足} を折った。  
 b. 夕食の仕度のために、魚を {焼いた／??真つ黒に焼いた}。

まとめると、損失と非意図性の関係は次のように考えられる。「非意図的」と理解される他動詞文の表現を見ると、まず損失の意味を読み取り、その損失が自分（主語）に不利益をもたらしたものと判断されると、不幸な出来事という理解が生まれ、意図していないもの、すなわち、非意図性が解釈されるのである。このように、不幸な場合の非意図性は損失の概念に基づいて成立していることがいえる。

### 3.3 損失の事態構造と使役の事態構造

本節では、損失の事態構造と使役の事態構造の相違について考察する。結論としては、責任説の(1)の図式と異なり、損失構文と使役構文とは意味的な動機づけが異なっており、従って、構成される事態構造もまったく異なるものであることをのべる。

前節では、CAUSEタイプの非意図的他動詞文も語彙のタイプ同様損失構文であり、その主語は何らかの損失を被っている経験者であるとされた。では、CAUSEタイプの場合、具体的にどのような過程を経て、その経験者が損失構文の主語として言語的に導入されるのだろうか。ここでは、主にイベントの流れと言語表現化までの過程に焦点をあて、この問題を考えてみる。まず(15)を見られたい。

- (15) a. 彼は風で（かぶっていた）帽子を飛ばした。  
 b. 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。（井上1976：66、75）
- (16) 〈前提条件〉  
 a. 帽子をかぶった彼がいる（物理的な所属関係）  
 b. 私たちに家財道具がある（所有関係）

## (17) イベントの発生 (I、II) とその結果を取り巻く状況への認識 (III)

I 段階 風が吹く／空襲がある (E<sub>1</sub>: 原因事態)II 段階 帽子が飛んでいく／家財道具が焼ける (E<sub>2</sub>: 結果事態)

III 段階 E<sub>1</sub>、E<sub>2</sub>が発生した結果、そこには直接的・間接的に巻き込まれている経験者、すなわち、何らかの損失の結果状態を保有した者がいる、ということが、前提条件から喚起され認識される。

(15) の表現には、まず (16) のような意味的前提が必要である。その前提の上で (17) のような三段階を経て、(15) の表現がなされると考えられる。つまり、(16) の前提の上に、I 段階の原因事態 (E<sub>1</sub>) と II 段階の結果事態 (E<sub>2</sub>) の二つのイベントが発生する。この二つは因果関係を表す使役事象として理解されるものである。この二つの事象だけであれば、使役構文が用いられるのに対し、さらに (16) の前提と (17) のⅢ段階の導入があってはじめて損失構文が可能となると考えられる<sup>8)</sup>。

もし (16) の前提がなく、またⅢ段階もなければ、「彼」や「私たち」のような主語は導入されないばかりか、「所有と損失」の意味パターンも生まれないはずである。つまり (16) の前提を読み込み、かつ I と II の結果、それを取り巻く状況への認識のⅢ段階を導入してはじめて、(15) の表現が成立できるのである。このことから、損失構文には、概念化者 (= 話者) にとってⅢ段階の、状況に対する認識が何より重要であり、そのような認識への視点が得ら

8) たしかに (16) と (17) の段階だけみると、損失構文は「風で帽子を飛ばされた」や「空襲で家財道具を焼かれてしまった」のような受身構文との相違が不明確であるように思われるかもしれない。しかしながら、ここでいう損失の概念は語彙的タイプ「失う」のような具体的な事例がもつ意味論的・語用論的な要素がパターン化されたものとして仮定されていることに注意されたい (2.3 節参照)。実際、(15) のような CAUSE タイプの損失構文は、「風で帽子を失くした」や「空襲で家財道具をみんな失ってしまった」のような語彙的タイプに言い換えても、ほとんど同じ意味を伝えることができる。つまり、CAUSE タイプが伝える意味は、「語彙的タイプ + a」程度であり、いわば、語彙的タイプの下位範疇であるともいえる。このことから、「彼は風で帽子を飛ばした」(損失構文) には、「彼は風で帽子を失くした」がもつ損失や非意図性の意味に加え、さらには失敗による管理不注意や責任概念のような語用論の意味までも継承すると考えられる。これに対して、「風で帽子を飛ばされた」(受身構文) には、損失構文が表すような意味論的・語用論の意味は見られないか希薄であろう。つまり、ある状況を損失構文として言語化するか、受身構文として言語化するかという選択には、損失の概念から派生された語用論的な意味解釈の要素 (すなわち、不注意による失敗やそれによる後悔の念を抱くことなど) も関わっており、少なくとも受身構文にはこのような意味要素の関与の度合いは損失構文より低いといえそうである。このように考えると、受身構文のほうが損失構文より、より客観的に外界を描写するものともいえよう。いずれにしても、本稿では議論の都合上、損失構文と使役構文の相違だけに焦点を当てているため、受身構文との相違は本稿の射程に入っていない。これについては、今後稿を改めて、より実証的にのべる必要があるように思われる。注 11 も参照。

れた場合、動作主でも使役者でもないものを主語として導入でき、その主語について何らかの損失の状態をのべることができると考えられる<sup>9)</sup>。

ここで、(16)の前提条件(初期状態)の上に、Ⅰ段階の $E_1$ (原因事態)が発生するのを「開始段階」とし、引き続きⅡ段階の対象物の状態変化が引き起こされる $E_2$ (結果事態)を「中間段階」、最後のⅢ段階の損失の結果状態が読み込まれるのを「最終結果状態」とよぼう。「最終結果状態」は当然 $E_1$ と $E_2$ の使役事象の結果生じることになる、単なる対象物の「結果状態」(coda: on the object)とは区別すべきである。つまり、ここでいう「最終結果状態」(coda: on the subject)とは、単なる因果連鎖の最終点にあるモノ(対象物)の状態変化(例えば、帽子の位置変化)を捉えるためのものではなく、対象物の状態変化の結果、何らかの損失の状態を被っているヒトの状態変化(HAVEからNOT HAVEへの変化: 例えば、帽子をかぶっていた状態からかぶっていない状態へという主語の状態変化)を捉えるためのものである。つまり、対象物の結果状態は因果連鎖 $E_1 \rightarrow E_2$ の最終点として使役事象とのみ結びつくが、主語の最終結果状態は損失事象と結びつき、かつそれは使役事象が起こった結果の主語の状態変化を表すものであるため、損失構文には因果連鎖よりも大きな事態連鎖が関与する。したがって、損失構文の主語には因果連鎖が起こった(具体的・抽象的な)場所としての性格と損失の所有者(=経験者)という二重の性質がある。

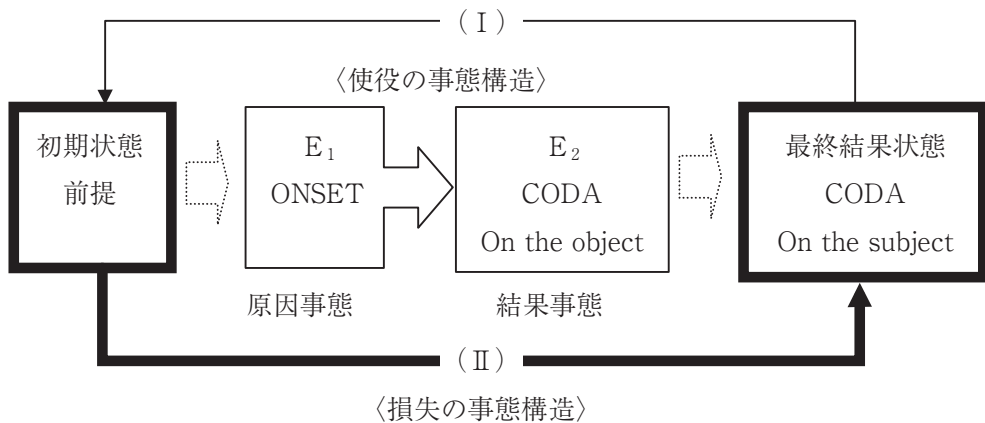
これを図式化すると、図1ようになる。

この図で示しているのは、何らかの因果連鎖の結果生じている最終結果状態を基盤にして前提(ヒトとモノの間の所属関係ないし所有関係に関する情報)の初期状態を読み込む過程(Ⅰ)の後、最終結果状態に前提においてモノの所有者であった経験者主語を結び付けて言語化を行う過程(Ⅱ)があり、それによって損失構文が作られることを表す。この場合主語は、初期状態では所有者であるが、原因事態 $E_1$ と結果事態 $E_2$ の終了後は経験者となる。また、損失の事態構造の中に挟まれた原因事態は最終結果状態をもたらした原因(または理由)とされるが、損失構文ではそれが「風で」や「空爆で」のように付加詞表現として導入される。この点で、原因を主語(causer)として導入することになる使役構文とは明らかに異なっ

9) 影山(1996: 284-288)によれば、「彼らは、空襲で家財道具をみんな焼いた」や「子供が手にとげを刺した」のような非意図的他動詞文は(i)のような非対格構造のうえに特別に積み上げられた経験者主語をもつ文である。つまり、このような文は対象物の状態変化(BECOME)および結果状態(BE AT-BURNED)を基にして、そのうえに対象物の所有者であるxが経験者主語として追加されたものである。なお、これは(英語と異なる)ナル型言語の特徴であり、日本語に固有の規則によって作られたものであると、影山は推測している。本文の図1と比較参照されたい。他にも「経験の間接関与」の概念とその表現形式を提出した益岡(1979)も参照されたい。

(i) [xの家財道具 BECOME [xの家財道具 BE AT-BURNED]]

→ x EXPERIENCE [xの家財道具 BECOME [xの家財道具 BE AT-BURNED]]



〈図 1〉 損失の事態構造と使役の事態構造

くる<sup>10)</sup>。使役構文では、主語という必須項が原因 (=引き起こし手) を表すのに対し、損失構文では、最終結果状態の原因が不明瞭な場合が許容され、それに言及することなく構文として成立できるのである。平たくいえば、最終結果状態に初期状態 (前提) を結びつけて表現するのが損失構文であり、この場合 CAUSE タイプの損失構文には、損失の意味のうえにさらに何らかの原因があって結果状態があるだろうという使役事態をも連想させるもの (すなわち、注 8 の「+ a」) がある、ということである。

ここで次の三つの疑問に答えてみよう。第一に、損失の概念はいつどの段階で理解されるのだろうか。これについては、Ⅲ段階目の最終結果状態が見られて初めて理解されるものと説明できる。(18) と (19) を比較されたい。

- (18) a. 太郎は (3年前にも) 足を折っている。  
 b. 私たちは (3年前にも) 火事で家を焼いている。  
 c. 彼は (昨日も) 風で帽子を飛ばしている。  
 d. 花子は (昨日も) 魚を真っ黒に焼いている。
- (19) a. 太郎は枯枝を折っている。  
 b. 花子は魚をキツネ色に焼いている。

(18) は損失構文 (非意図的) であり、(19) は普通の使役他動詞文 (意図的) である。こ

10) ここで再び責任説を考えてみると、責任説では非意図的他動詞文の主語に「責任」という概念を与えてその主語を原因者 (causer) として捉えようとしていたことがわかる。



の場合それぞれの動詞に「-ている」を付けると、(18)のように非意図的と理解される文は、動作の進行中の意味は表現できないことがわかる。ところが、「3年前にも」や「昨日も」のような出来事時（event time）を表す副詞句を付加してみると、パーフェクト解釈が得られ適格である。すなわち、この場合は、動作の進行ではなく、経験や記録を表すパーフェクト解釈を受けることができるからである。このことから、非意図的な文は現に行われている動作は表現できないが、主語がすでに保有している最終結果状態を表すことはできるものと考えられる。一方、(19)のように意図的な文は、問題なく動作の進行中の解釈が許される。それは、意図的な文では動作主の行為が対象物に向かって働きかけているため、動作主の行為とともに対象物の状態変化にも焦点が当たり、両者をともに表現のスコープに入れることができるからであろう。しかし、非意図的な文では動作主が対象物に働きかけている行為（E<sub>1</sub>: 開始段階）がないため、対象物の状態変化（中間段階: E<sub>2</sub>）の過程を表現のスコープに入れることができず、そのため、それに焦点を当てた表現は許されないと考えられる。言い換えると、損失の意味は常に最終結果状態から理解されるため、中間段階は表現できないものである。これはすなわち、損失構文は損失を被ったヒト（主語）の状態変化をのべることが目的であり、モノ（対象物）の状態変化ないし位置変化をのべる文ではないことを意味する。

第二に、損失構文の主語は(17)のどの段階で導入されるのだろうか。本稿によれば、損失構文の主語は、初期状態（前提）では所有者であり、事態完了後（Ⅰ段階とⅡ段階の後）は経験者となる。またこの経験者は、因果連鎖からみると、使役事態が起こった後その結果状態が存在している場所でもある。従って、経験者としての主語の言語的導入は使役事象の後、また損失の結果状態が理解された後でなければならないため、Ⅲ段階で導入されると考えられる<sup>11)</sup>。

最後に、もしⅢ段階を導入せずに、(17)のⅠ段階（E<sub>1</sub>: 原因事態）とⅡ段階（E<sub>2</sub>: 結果事態）だけで言語化を試みると、どうなるだろうか。まず、自動詞文であれば「風で（彼の）帽子が飛んでいった」となり、他動詞文であれば、無生物主語の使役他動詞文「風が（彼の）帽子を飛ばした」となるであろう。しかし、日本語ではこのような無生物主語の他動詞文は不自然であるため、自動詞文で表現されるのが普通であろう。しかも、自動詞文は物理的な所属関係（(16)の前提）を要求しないので、「屋根の上にある彼の帽子」も許容し、「彼がかぶっている帽子」である必要はない。つまり、損失構文とは前提条件が異なっており、従って自

11) ここでも受身構文との相違が問題であろうが、この点は注8を見られたい。念のためだが、損失構文と受身構文は表している言語的意味がそれぞれ異なる。このことを考えても、やはり客観的には同じ状況であっても損失構文が選ばれた際には、損失の意味がより注目され、それによって失敗の意味が前景化されるといえるかもしれない。この点は、両構文が表す表現意図の相違からも説明できよう。



動詞文ではヒトの損失の状態変化はのべられないことがわかる。このことから、Ⅲ段階がなければ、損失を被っているヒトの状態変化をのべる文は作れないと結論づけられる。

このように、CAUSEタイプの他動詞文には意図的な文(使役構文)と非意図的な文(損失構文)があり、これらは同じ述語を共有するが、それぞれの構文が担う意味構造は異なっており、従って意味的な動機づけも異なる。意図的な文は使役構造の上に成立しており、主語は動作主を表し、状態変化の結果は対象物(目的語)が保有する。一方、非意図的な文は、使役構造を拠り所にしてはいるがその上さらに、ある損失の結果状態を主語が保有するという意味構造を作ることによって成立する。この場合、イベントの中間段階の因果連鎖は表現のスコープから外されることになる。以上から、損失構文は状態変化の結果を対象物ではなく、主語が有していることについて言及する文であり、一種の状態文であると考えられる<sup>12)</sup>。この場合、主語は非動作主であり、何らかの損失を被っている経験者となる。本稿では、この損失の意味が他ならぬ非意図性と結びつき、さらには失敗や管理不注意などの語用論的解釈をも作り出していることを指摘した。

#### 4. 結論

本稿では、まず望ましくない事態を表す非意図的他動詞文の成立について、責任説、所有説、損失説を検討し、説明の包括性や非意図的な解釈が生まれる意味メカニズムに対して原理的な説明が与えられるなどの理由(利点)により、損失説を支持した。そして、非意図的な他動詞文は「失う」のような語彙的タイプがその中心にある「損失構文」であると特徴づけた。これにより、損失構文は語彙的タイプと同じような意味パターンを作る一連の構文を指すことになり、ほかにもCAUSEタイプやGETタイプが加わることになる。

次に、CAUSEタイプの損失構文は、意図的な使役他動詞文と述語(状態変化他動詞)を共有するものの、事態構造や意味構造、およびその動機づけにおいて、両者は全く異なるものであるとのべた。なお、この主張は(1)の図式のように、非意図的他動詞文の成立をCAUSEの概念に基づいて位置づけている責任説とも全く異なる見方である。

最後に、損失構文は最終結果状態をもとにして、それに損失の所有者である経験者主語を結びつけて言語化を行うことによって作られるものと仮定した。この場合、損失による非意図性の意味要素が他動詞文としてのコード化を許すことになる。この主張は、天野(1987)が「所有する」という意味が他動詞文を許容するとのべたことと、一見似ているようにも見

---

12) 天野(1987)は、非意図的な他動詞文を状態変化主体の他動詞文とよび、主体の働きかけの意味がなく、部分である客体の変化によって全体である主体の状態変化を表す文であるとしている。

えるが、実は大きく異なる。本稿の分析によると、損失構文の中心にあるのはCAUSEタイプではなく、「失う」「損なう」「忘れる」のような語彙的タイプである。またこの語彙的タイプはそもそも対応する自動詞をもたないものであることから、損失による非意図性の概念は、最初から他動詞文に依拠して存在するものとして提案されている。このような見方をとると、CAUSEタイプの位置づけは語彙的タイプからの拡張と見ることができるが<sup>13)</sup>、それについてはさらなる検証が必要であり、今後の課題となる（鄭2009：66でも同様のことをのべたことがある）。

このように見ると、最後の主張は損失の意味に基づく非意図性が最初から他動詞文として実現することを提案しているため、非意図性の意味要素が典型的に自動詞文と相関関係を結ぶとされるHopper & Thompson (1980) の他動性のプロトタイプ理論とは異なる傾向を主張することになり、プロトタイプ理論との整合性が問題となってくる。この点については、稿を改めて議論する必要がある。

#### 参考文献

- 天野みどり (1987)「状態変化主体の他動詞文」『国語学』151, pp.1-14.
- 天野みどり (2002)『文の意味と意味の創造』笠間書院.
- Ikegami, Yoshihiko (1982) Indirect Causation and De-agentivization: The Semantics of Involvement in English and Japanese.『東京大学教養学部外国語科研究紀要』29-3, pp.94-112.
- 井上和子 (1976)『変形文法と日本語 (下)』大修館書店.
- 影山太郎 (1996)『動詞意味論：言語と認知の接点』くろしお出版.
- 児玉美智子 (1989)「状態変化主体他動詞文の成立と構造」『甲子園短大紀要』9, pp.67-80.
- Shibatani, Masayoshi (1976) Causativization. In: M. Shibatani (ed) *Syntax and Semantics 5*, New York: Academic Press. pp.239-294.
- 鈴木容子 (2008)「日本語における非行為者主語の他動詞文」『日本語文法』8-2, pp.71-87.
- 鄭聖汝 (2009)「非意図的事象と他動詞構文——「所有」か「責任」か、それとも？——」『日本語文法』9-2, pp.53-69.
- 鄭聖汝 (2010)「韓国語における他動性——プロトタイプ理論から見たカテゴリーの内部構造と非規範的構文——」『大阪大学大学院文学研究科紀要』50, pp.91-152.

---

13) 筆者の知る限りでは、語彙的タイプのない言語はないが、CAUSEタイプに制限がある言語はある。Pardeshi (2002) によれば、インドの諸言語では日本語に比べると非常に狭い範囲だけ許されて、たとえば、「宿題を忘れた」のような語彙的タイプは可能であるが、「うっかり皿を割った」のようなCAUSEタイプは、他動詞文としてのコード化は許容されないようである。

- 鄭聖汝 (2012)「非意図的な出来事と損失構文—理論と実証の両面からの検討—」『平成21年度-23年度科学研究費基盤研究 (C) 研究成果報告書: アジア諸言語における他動性と非規範的構文に関する記述的・理論的・実証的研究』課題番号21520400 (代表: 鄭聖汝), 大阪大学大学院文学研究科, pp.154-177.
- 鄭聖汝・吉成祐子 (2010)「非意図性と他動詞文の相関関係—意味的な他動性と統語的な自他のはざまで—」第11回日本語文法学会パネルセッション「自動詞・他動詞の対照研究の新地平——理論的研究と実証的研究の融合をめざして——」『日本語文法学会第11回大会与稿集』pp.84-93.
- 西光義弘 (2010)「他動性は連続体か?」『自動詞・他動詞の対照』くろしお出版, pp.211-234.
- Nishimura, Yoshiki (1993) Agentivity in Cognitive Grammar. In: Richard A. Geiger and Brygida Rudzka-Ostyn (eds.) *Conceptualizations and Mental Processing in Language*, Berlin: Mouton de Gruyter, pp.487-530.
- Hopper, Paul J. and Sandra A. Thompson (1980) Transitivity in Grammar and Discourse, *Language* 56-2, pp.251-299.
- Pardeshi, Prashant (2002) "Responsible" Japanese vs. "Intentional" Indic: A Cognitive Contrast of Non-intentional Events.『世界の日本語教育』12, pp.113-144.
- バルデシ, プラシャント (2007)「『他動性』の解剖:『意図性』と『受影性』を超えて」『他動性の通言語的研究』pp.179-190.
- 益岡隆志 (1979)「日本語の経験的間接関与と英語の have 構文について」『日本語と英語と: 林栄一教授還暦記念論文集』くろしお出版, pp.345-358.
- ヤコブセン, ウェスリー M. (1989)「他動性とプロトタイプ論」久野暲・柴谷方良 (編)『日本語学の展開』くろしお出版, pp.213-248.
- Jacobsen, W. M. (1991) *The Transitive Structure of Events in Japanese*, Kuroshio Publishers.

Non-intentional Events and “Loss Constructions” :  
On the Difference from the Causative Constructions

CHUNG Sung Yeo (Osaka University)

Abstract

This paper examines the three suggested hypotheses—the responsibility theory, the possession theory and the loss theory—that have been previously provided in order to explain the verbal codification of non-intentional events, such as “*I broke my leg*,” as transitive clauses. To support the loss theory we characterize non-intentional transitive clauses as “Loss Constructions” and clearly demonstrate these loss constructions, which share the same predicate as intentional transitive clauses (i.e. causative constructions, e.g. “*I broke a dead branch*”), are completely different based on the event structure and the semantic structure, as well as its motivation.

Keywords: transitivity, lexical-type, CAUSE-type, experiencer